

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成27年11月20日（金）11:45～12:03

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

吉村 大 高知県産業振興推進部副部長

伊藤 栄祐 高知県総務部東京事務所係長

吉良 高道 高知県総務部政策企画課チーフ

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

### （議事次第）

1 開会

2 議事 移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】

3 閉会

---

○藤原次長 では、少し時間が押してしまっていますので、早目にやらさせていただきます。

高知県から、春、秋にも御提案をいただいております移住特区でございますが、済みませんが、10分以内で特に規制緩和の項目を中心に御説明いただきまして、その後、意見交換とさせていただきます。

それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員 お忙しいところ、ありがとうございます。

御説明をお願いいたします。

○吉村副部長 提案をさせていただきます。

この機会をいただきまして、ありがとうございます。

お手元にA4横の資料を見ながら、移住特区の実現で、高知県の人口減少によるマイナスの連鎖を何とか克服したいということをテーマに、国にお願いしたい規制改革の内容を中心に御提案をさせていただきます。

1 つめくっていただきますと「移住促進の取り組み」というタイトルで、なぜ高知県が特に平成25年度から移住促進の取り組みを本格化しているのかというところを、人口の減少であったり、高齢化であったり、経済の縮みであったりというデータを1 ページ目にまとめているところです。

平成2年から全国最速で自然減になりまして、人口が減りますと、胃袋も小さくなって、若者の仕事、雇用の場も小さくなりますので、人口の流出が進んでおります。同時に、高齢化も全国に10年先行して、現在は33%くらいの高齢化率でございます。

左の下が経済の縮みの棒グラフで、少しデータは古いのですが、平成9年の高知県の年間商品販売額は10年後には2兆円から2割減という、経済の縮みが如実にあらわれておりまして、全国の経済とつながっていなかったこともあって、全国の景気回復市場からも高知県はずっと取り残されてきた状況が続いてまいりました。

右の青い帯で移住による経済波及効果をまとめてあるのですが、人口減少による痛みを少しでもやわらげたいというのも主目的の一つにしておりまして、60歳代の夫婦50組100名を受け入れますと65億円と、消費支出を中心に経済波及効果の試算をいたしました。

赤い帯ですが、高知県の最北端、愛媛県の県境に接する大川村という小さな村がございます。現在、人口が430人くらいで、離島を除きますと全国で最少の人口の村でございます。このまま何もしなければ人口が200人を割ってしまうのですが、地域産業の振興ですとか、山岳観光の振興に加えて、移住4組9人を毎年続けていけば、何とか400人を維持できるのではないかということを、村の目標として掲げているところでございます。

この人口減少を何とか押しとどめないといけないということで、全国の経済とつながっていなかったところがありますので、大都市圏で地の物を商う地産外消と観光誘客の振興、移住の促進を柱にいたしました高知県の産業振興計画を、現在、進めているところでございます。

2 ページ目、私どもの移住促進策のイメージということで、移住促進策の業務のフローをまとめさせていただいています。移住実現までにステップを5つに分けております。

1 つには、高知を好きになってもらわないといけないということが大事ですので、例えば、「うどん県」の香川ですとか、「泣ける！広島県」といったスローガンがありますけれども、高知県も、高知県はひとつの大家族「高知家」ということで、温かい県民性を打ち出し、高知県の自然、高知県の食材、高知県の人情を、全国にプロモーションの形でアピールしております。

そこで高知県の移住に関心を持っていただいた方は、高知県の移住ポータルサイトに誘導しております。といいますのも、高知県に移住を決定していただいた方の7割弱がこのポータルサイトをとっかかりにさせていただいたこともあって、ここへの誘導を肝にしております。

ステップ3、注目をさせていただきましたら、東京に2名、高知県庁に7名の移住・交流

コンシェルジュを配置しておりまして、高知県での暮らしのイメージをつかんでいただく面談をしております。

そこでさらに高知県の風土や暮らしを体感してみたいという方がいらっしゃったら、ステップ4で市町村にバトンタッチをしまして、市町村で専門の相談員や役場で移住関心層の方と寄り添いながら、現地にお招きするような取り組みをしております。ステップ5で決断をしていただいて、定住をこちらサポートするという流れでやっております。

平成24年が120組、25年が271組、去年は403組ということで移住を実現させていただきましたが、人口減少の痛みを和らげるということで、もう一つ、ものづくりを地域で振興していきますと、農林水産業、商工業で後継者がいない、担い手がないという、人手不足の悩みにも直面しておりますので、各産業分野の人材の養成と移住促進策をつなげる取り組みも主目的の一つにして、現在、取り組んでいるところでございます。

3 ページ、今回の要請の内容を、地方創生特区により目指す姿ということでイメージ図をお示しさせていただきました。

移住のきっかけづくりで、体感をしていただくのに移住体験ツアーを県と市町村で連携して取り組んでいるのですが、小規模な自治体になればなるほど、先ほどの大川村のような4組9人を目指すことになれば、タイムリーに移住体験ツアーを企画実施したいということもございますので、ぜひこの移住体験ツアーを直営でできるような緩和をお願いしたいということが1点でございます。

一番下に、県の取り組みを後押しする規制改革で、移住体験ツアー、住所地特例の拡充ということがございますけれども、現在、私どもはアクティブシニア層を受け入れるCCRC構想を策定しておりますので、その追い風となります住所地特例の拡充につきましても、ぜひ御配慮をお願いしたいということを1 番目のボックスにまとめてございます。

2 番目の移住者をつくるまちづくりでございますけれども、高知県は、農林水産業、自然由来の1 次産業を基幹産業としております。

人手不足ということもございますし、移住者の地域に貢献したいという志をかなえるためにも、技術を磨いてきました。例えば、農業であったら、オランダの環境制御技術を取り入れました、真ん中の複合経営拠点の左上にございます高軒高ハウス、次世代施設園芸農法を全県下に普及しております。収量アップを図っております。

生鮮の商いだけにとどまるのではなくて、加工所、直販所、レストラン、1 次プラス2 次、3 次産業の集積、アグリクラスターを形成しまして、若者に仕事と雇用場をつくって地産外消を進めて、中山間にも人を呼び戻したいということで、こういうプランを進めているところでございます。農家レストランでいいましたら、ぜひ農用地区域内設置の容認につきましてお進めいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

真ん中の漁業振興の協業化につきまして、高知県はカツオの消費量が日本一ですが、養殖業も盛んでございます。高知県須崎市はカワウソが最後に発見された町で、カンパチやタイの養殖で、鮮魚、加工品の出荷で地域振興を図っておりますけれども、やはり

協業体に進みたい、あるいは、経営基盤を強化していきたいということも考えておりますので、ぜひ漁業生産組合の設立要件の見直しを行っていただければ、課題解決につながり、その選択肢の幅が広がるものと考えているところでございます。

それから、2番目のボックスの中の右側、官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化という項目もございますけれども、先ほど大川村の事例で申し上げましたが、山岳観光でぜひ地域振興をと願っておりますので、例えば、都市部の国家公務員の方々を大川村にお招きをして、そうした事業の立ち上げにも御尽力いただければということを考えておりますので、人材移動の柔軟化につきましても御配慮をお願いしたいと思っております。

中山間地域の暮らしについて、少しお話をさせていただきます。

○藤原次長 ちょっと時間がないので、もう少しスピードアップをお願いします。

○吉村副部長 わかりました。申しわけございません。

こちらでは、ぜひヒトとモノの同時輸送であったり、ドローンの技術で安否確認のリアルタイムの確認であったり、県立高校のウェブを使った遠隔教育の実施をぜひお願いしたいと思っております。

4ページ目、ただいま申し上げました内容を項目別に整理したものでございます。規制の改革と高知県の取り組みの相乗効果で移住をふやして、地方創生を目指していきたいと思っておりますので、何とぞどうぞよろしくお願い申し上げます。

長くなりまして、どうも済みません。

○原委員 ありがとうございます。

新規の御提案のところを中心にお伺いできればと思いますが、4ページに整理されているものでいうと、2の固まりのところは基本的に実現されているメニューで、1のところは以前にも伺っているかと思います。3のところ、貨客混載は前に伺ったお話ですね。

遠隔教育は、受信側に教員免許のある先生がいらないといけないということがあって、配信側は、私の理解では必ずしも教員免許がある人でなくてもできてしまうという理解ですけれども。

○吉村副部長 現在は双方に資格のある教員の配置ということを伺っていますので、元教員の資格がない方が受信側にいたときに、何とかそうした緩和ができないかという御要請でございます。

○吉良チーフ 補足しますと、配信側、教える側は、もともと教員の免許、理科だったら理科、物理だったら物理の免許を持っている方が必要です。受信側においては、今は教師の免許があれば授業としては成立する形になっています。

○原委員 配信は、テレビ放送とかを使えば別に構わないのではありませんでしたか。

○吉良チーフ 単位で認定される要件という問題と著作権の問題とが2つでいろいろありますもので、最初に申し上げたのは、どちらかというと、単位として認定されるためには基本的に対人で行う。受信側も教員がいらない状態だと認められないので、今は少し規制が緩和されて、教員の免許を持っていれば授業としては成立する。それを行く行くは教師

のOBであったり、または、講師の受講を受けた方がサポート教員的な役割を担うことで授業として成立することを目指せないかと。

○原委員 だから、受信側と配信側が一体の学校とみなす扱いに変えられるといいのではないかということだと思うのですけれども、配信側に関しては、今、授業の一部を放送で流すのは別に構いませんね。その全体をやろうとすると、配信側に先生がいる状態でないと単位として認められないということでしょう。

○吉良チーフ というよりかは、遠隔授業として認められている要件の形としては、まず、教師側が教科の免許を持っていることが必須です。その上で、受信側において教師の免許を持っている人と、これが高校教育においてことし4月から認められた遠隔教育の要件の姿です。

○原委員 わかりました。それは告示か何かでしたか。

○吉良チーフ 通知だったかと思います。

○原委員 わかりました。それはまた確認します。

何かよろしいですか。

事務局でも何か。

○藤原次長 特にございませぬ。

○原委員 1点、補足しますと、移住体験ツアーの話は、要するに、実費しかとらないというツアーであれば基本的にはやってもいいということが、所管省においての基本的な考え方であって、ただ、まとめて手配をするようなツアーについては、なかなか実費かどうかの確認ができないということで、やや運用の整理がもう少し必要だという議論をしていたと思いますが、その後の議論でもし何か補足いただけることがあれば。

○事務局 今のところ、その議論を受けまして、今後、セットで料金を徴収した場合をどうするかということ調整中ということを受けています。

○原委員 まだ調整中ですね。わかりました。

では、ここは引き続き調整してみます。

○藤原次長 あと一点、済みません。

住所地特例の話は何か進捗がありますか。

○事務局 住所地特例でございますけれども、これについては、現在、調整しておりますけれども、非常にネガティブな反応が返ってきているところでございます。

○藤原次長 どこからですか。関係省庁からですか。

○事務局 関係省庁でございます。

それで、済みません。ちょっと質問になるかもしれないのですけれども、関係省庁と内々に話をしたりしておりますと、例えば、住所地特例、小規模の自治体が受け入れたときに、財政的にという配慮だと思うのですけれども、例えば、逆に出ていった数のほうが多くなったりするとネガティブインパクトが与えられる可能性もあることを心配している声も聞こえてくるのですけれども、そういう点について、何か反論できるような材料がおありに

なるようだったら教えていただけるとありがたいのですが、何かございますか。

○吉村副部長 お答えになるかわかりませんが、施設の入所者も私どもの県では随分ピークアウトを迎えつつありまして、施設に欠員が出る実態が出てきておりますので、そういった点は余り心配ないかとは思っております。

お答えになったでしょうか。

○事務局 例えば、どこかの町があります。町から人が出ていってしまう。その出ていった先で施設に入る場合には、要するに、自分のところに来て入った場合よりも、出ていった方に対する負担は当然負い続けなければいけないわけではないですか。そうすると、そちらの収支が悪くなるのではないかということを心配する声が聞こえてきているということでございます。

○吉村副部長 そちらにつきましては、まだ答えを出しておりません。CCRCの中で検討している進捗状況になります。

○事務局 そうですか。いや、何かいい知恵があって教えていただけたら、それを伝えたいと思ったものですから、どうも申しわけありません。

○吉村副部長 いえ、とんでもありません。

○藤原次長 今度、通常国会でCCRCの法的措置も考えます。そういう中にこの議論は入っているのですか。入っていないのですか。

○事務局 済みません。CCRCの中では、住所地特例がということでしょうか。

○藤原次長 いや、例えば、CCRCの法律事項の中でこういう議論はされる可能性があるのでしょうか。

○事務局 いや、私もちょっとそこまでは正確に詳細は知りません。

○藤原次長 せっかくだから、地方創生をやっている人を呼んできてください。

○原委員 今、それは御確認いただくとして、この住所地特例の話は、このワーキンググループでも重要課題だと思っていますので、また引き続き事務局からも状況を伺ってやっていきたいと思っています。

○吉村副部長 よろしくをお願いします。

○原委員 あとはそれ以外で何かよろしいですか。

○藤原次長 特には。また御返答がありましたら、控室のほうで御連絡します。

○原委員 では、どうも大変ありがとうございました。